

審査基準

基準の名称	県文化財指定基準	
法令等名	根拠条項	許認可等・処分の概要
文化財の保護に関する条例	39-1	県指定史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可
基準の内容		
<p>1 保存管理計画が定められている場合 当該保存管理計画が定める基準に適合していると認められるか否か。</p> <p>2 保存管理計画が定められていない場合</p> <p>(1) 現状変更等が指定の解除又は一部解除につながるものと認められるか否か。</p> <p>(2) 現状変更等が指定物件の保存に相当程度の支障となるおそれがあると認められるか否か。</p> <p>(3) 現状変更等が指定物件の整備に相当程度の支障となるおそれがあると認められるか否か。</p>		